

林政審議會施策部会
第2回議事録

林野庁

第 2 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会 議 事 次 第

日 時：平成28年11月 2 日（水） 9：58～12：00

場 所：農林水産省第 3 特別会議室

1．開 会

2．林 政 部 長 あ い さ つ

3．議 事

（ 1 ） 「 平 成 28 年 度 森 林 ・ 林 業 白 書 」 の 検 討 に つ い て

（ 2 ） そ の 他

4．閉 会

○坂企画課長 それでは、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

初めに、林政部長の三浦からご挨拶を申し上げます。

○三浦林政部長 おはようございます。林政部長の三浦です。

林政審議会施策部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、8月に開催しました前回の施策部会では、平成28年度森林・林業白書の特集章のテーマや第2章以降の章立てなど、今後の作成方針につきましてご議論いただきました。その後、林野庁では、施策部会でのご意見を踏まえまして、平成28年度白書に盛り込むべき事項につきまして検討を進めてまいりました。本日は、「平成28年度森林及び林業の動向」の構成と内容、そして主要記述事項についてご審議いただきたいと考えております。

今回の特集章のテーマである「成長産業化に向けた林業の新たな技術の導入」につきましては、林業の成長産業化を実現していくためには、新たな技術の開発や導入を通じて林業の生産性の向上、新たな木材需要への対応を図っていくことが必要となっているという状況を踏まえて選びました。今回の特集章では、「林業の生産性向上のための技術」、それから「情報通信技術の活用」、「木材需要の拡大に向けた技術」に分けまして現状と課題を分析するとともに、新たな技術導入のための条件整備を記述し、国民の皆様にはわかりやすく伝えていきたいと考えているところでございます。

また、通常章につきましては、新たな森林・林業基本計画の策定や森林法等の改正、それから2015年農林業センサスの公表をはじめといたしまして、今年度の主な動向やそれに関する分析を主要記述事項の中に盛り込んでおります。

詳しくは後ほど担当課長から説明いたしますが、白書につきましては、最新の動向を適確に分析し記述していくことが重要と考えております。委員の皆様におかれましては、様々な見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂企画課長 次に、本日の会議の成立状況につきましてご報告いたします。

本日は、委員7名の皆様全員のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、無事に成立していることをご報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料の目次のような紙が1枚入っておりますけれども、本日の資料は、横紙で資料1として「平成28年度森林・林業の動向」についての全体の構成図1枚、それから、その骨組み、スケルトンについての、これも横紙の資料ですが、資料2でございます。参考といたしまして、委員名簿、林野庁関係者名簿、関係法令抜粋、それからスケジュール案が添付されております。もし漏れなどございましたら事務局までお知らせくださいませ。

それでは、議事に入らせていただきます。土屋部会長、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 改めまして、皆さん、おはようございます。

今ご報告がありましたように、今回は施策部会員全員がご出席ということですが、今日の議論というのは白書をつくっていく上で非常に重要な部分です。前回の施策部会のテーマを選ぶというのも重要だったんですが、今回はその内容について、いろいろなご意見をいただいて、そこである程度固めていかないとはいけません。次回、文章が出てきてからでは微修正にとどまりますので、是非ここでたくさんご議論をいただければと思います。

本日は、12時までの間、森林・林業白書の検討を行います。前回の施策部会において、通常章を議論する時間を確保すべきというご意見がありました。というのは、昨年度の検討のときに、かなりトピックスやそれからいわゆる第I章の特集章のところに重きを置いてしまったおかげで、それも大事なことなんですが、その後の通常章、これも非常に重要なことは論をまたないわけで、その部分の議論が少し時間的に制約を受けてしまいました。ですので、今回は審議時間も30分長くさせていただいております。通常章の部分についても、十分ご議論をいただきたいと思っております。

前回のときに時間配分を間違えたのは私の責任ですので、今回はその辺のところを何とか頑張りたいと思いますけれども、皆様におかれましても円滑なご審議になるようにご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○坂企画課長 それでは、28年度版白書のスケルトンにつきまして、まず全体構成の1枚紙、資料1でその全体像についてご説明申し上げまして、続いて資料2でそれぞれの内容について引き続きご説明申し上げます。

まず資料1でございます。例年どおりトピックスを設ける予定でございます。

ここまでの時点でトピックスとして取り上げるべきと考えておりますことが4点ございます。右の欄、内容の欄でございますけれども、「違法伐採対策に向けた取組の進展」、それから「新たな森林・林業基本計画の策定と森林法等の改正」、さらに、本年多くの天災がございま

したが、「平成28年熊本地震や台風災害の発生と林野庁の対応」ということでございます。4点目といたしまして、「CLTの活用に向けた法的枠組みの整備」、この4点を取り上げたいと思っております。詳しい内容につきましては、また資料2でご覧いただきたいと思います。

続きまして、本年の特集であります、「成長産業化に向けた林業の新たな技術の導入」でございます。先ほど三浦からご紹介申し上げましたけれども、今回、その内容につきまして3部構成で、その重要性などについて記述をいたしたいと思っております。

左の欄の特集と書いたところに1、2、3と小見出しがついております。その詳しい内容について、さらにその右側の内容の欄で、丸囲み数字の後に括弧といたしまして細目が設けてございます。1点目の「林業の役割と新たな技術の必要性」、これについて書いた後で、2番の「林業の新たな技術の導入」のところでございますけれども、右側の内容の欄で①、②、③と3点に分けて書くことにしております。

1点目は、林業の成長産業化の一番の根幹をなす「林業の生産性向上のための技術」について、種をまいてから、それから収穫に至るまで、さらには機械化などについて、例えば伐採と造林の一貫作業システムでございますとか、種苗についてのコンテナ苗の大量生産技術、さらには低密度植栽、優良品種の開発、花粉、早生樹種、鳥獣被害、最後に高性能林業機械、こういったことについて記述をしていきたいというふうに思っております。

2点目といたしまして、「情報通信技術（ICT）の活用」といたしまして、大きく分けて2つございます。まず、森林分野、森林GISなどに代表される森林情報の整備、さらに林業経営、さらには流通、生産管理などへの活用、こういったことについてご紹介していきたいというふうに思っております。

3点目は、「木材需要の拡大に向けた技術の導入」といたしまして、これは従来からも引き続き取り組んでいる分野でございますけれども、現在、木材の利用がそれほど多くない住宅以外の分野に木材を多く利用してもらうための技術の開発、さらには、国産材の利用がそれほど多くない部材について国産材を活用してもらえるような技術の開発、木質バイオマスなどについて記述をしたいと思っております。

3点目、まとめといたしまして、「新たな技術導入のための条件整備」として、どのようなことをやっていくべきかということの問題提起して特集のまとめとしたいと思っております。

それから、第Ⅱ章以降が、毎年の記述と同様の構成でございます。第Ⅱ章が森林、以下、林業、木材産業、国有林、震災復興という形で章立てをしてまいりたいと思います。こちらの構成につきましては、資料2のほうで詳しくご紹介したいと思っております。

それでは、引き続きまして、資料2をご覧ください。

1 ページがトピックス、先ほど申し上げました4点でございます。上から順番に簡単にご紹介させていただきます。

まず、違法伐採については、本年5月の伊勢志摩サミットで取り上げられたということで非常に大きなインパクトがあるということを勘案いたしまして、1点目のトピックスとして取り上げたということでございます。その2つ目の丸でございますけれども、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、クリーンウッド法という略称でございますけれども、この法律が成立して来年4月から施行されるということでございます。これも大きな進展であるということも含めまして、併せてご紹介したいと思っております。さらに、3つ目の丸でございますけれども、森林認証についても、我が国独自の認証制度でありましたSGECとPEFCの相互承認が本年実現いたしまして、国際的な認証制度の下で認められた森林の面積が大きく増大いたしまして、現時点では我が国の民有林面積の1割近くまで拡大したということが大きなニュースでございますので、こちらで併せて紹介したいと思っております。

2点目は、昨年来、林政審の場でご議論いただきました新たな森林・林業基本計画が策定されたということ、さらに、その政策課題を法制面、制度面からバックアップするために森林法等の一部改正法も本年5月に成立したこと、この2点を大きなトピックとしてご紹介したいというふうに思っております。

3点目が天災の関係でございまして、4月の熊本地震、それから、台風が相次いで襲来して大きな被害が発生したということ、その対応として林野庁といたしましては、航空レーザなどによって新しい技術を用いまして林地の亀裂、崩壊などの状況を迅速に把握した上で、速やかに施設の災害復旧を直轄施工で実施するなどの対策を行ったということをご紹介したいというふうに思っております。

4点目は、CLTの活用関係で、本年3月末、4月頭に建築基準法に基づくCLTの活用についての一般的な設計法などに関する告示が公布されました。これを受けまして、個別に国土交通大臣の認証を受けることなく、CLTを用いた建築物が建築確認を受けて施工できることになったということが、今後のCLTの活用に向けての大きな進展であるということアピールするという面から、これもトピックとして取り上げたいと思っております。

今考えておりますのはこの4点でございますけれども、もちろん年度途中でございますので、今後何かまた大きく国民にアピールするようなことが出てくれば、この中に追加してご紹介したいというふうに思っております。

続きまして、2ページをご覧ください。「特集の成長産業化に向けた林業の新たな技術の導入」でございます。

大きな1点目が役割、それから新たな技術の必要性についての記述でございます。

まず役割でございますけれども、林業のそもそもの役割といたしまして、1つ目の丸ですが、森林の多面的機能の発揮、山村地域の振興に大きく貢献しているものでありまして、今後そのような機能を継続して発揮していくためには、林業の成長産業化を図っていくことが不可欠であるという役割と現状について、(1)でまとめております。

それから、(2)で新たな技術の導入の必要性といたしまして、その成長産業化の実現のためには、まさに新しい技術を積極的に開発・導入して、例えば生産性を向上させるとか、木材需要を新しく開発していく、また新たに発生した需要に適切に対応していく、こういうことをしっかりとやっていかないといけないということを記述したいというふうに思っております。

この新しい技術につきまして、2番の丸のところですが、先ほど申し上げました3点、生産性、ICT、木材需要拡大、この3点に分けて、その状況、それから今後の課題を分析していきたいというふうにまとめたいと思っております。

2ページ真ん中から下が、2点目、具体的な技術についての記述でございます。

まず1点目の(1)の生産性の向上のための技術といたしましては、細かく分けて7項目を用意しております。その最初のものが(ア)の伐採と造林の一貫作業システムでございます。

スギの人工林の主伐収入と比較いたしまして、現在の造林コストというのが非常に高い状況であるという現状に鑑みまして、ここを何とか改善して持続的経営を実現するために、新しい技術の導入というのが非常に重要だということを、まず1つ目の丸で述べております。

具体的には、2つ目の丸でございますけれども、伐採と造林の一貫作業システム、これについて、その有効性を実証し、さらには全国的に普及させていくということが必要であるということを、まず述べております。

続きまして3ページでございます。

この一貫作業システムにつきましては、森林総合研究所におきましても実証研究を実施しておりまして、具体的な機械の組み合わせなど、地域特性に合わせてシステムを構築していく必要があるというようなことを、その研究成果としてもまとめているということをご紹介していきたいと思っております。

それから、(ア)から(イ)につながるトピックでございますけれども、上から2つ目の丸で、その一貫作業システムを導入していく上で植栽適期をどういうふうに克服していくかとい

う課題があったということをご紹介した上で、コンテナ苗を開発することによって、ほぼ周年で植え付けを行うということも現実的な選択肢として考えられるようになったということをご紹介して、（イ）のコンテナ苗のところにつなげていっております。低コストで種苗を大量に生産するためには、コンテナ苗のような試みが必須であるということの問題提起した上で、生産コストを縮減し、育苗期間を短縮するという意味で、コンテナに種を直接まいた上で、その中でも発芽率の高い充実種子、これを確実に判別する技術を開発して、それによってコンテナ苗の生産をより効率のいいものにしていくというような、このコンテナ苗の大量生産技術についてご紹介したいというふうに思っております。

それから、3点目が（ウ）の低密度植栽と優良品種の開発でございます。

諸外国と比べまして造林コストが高い現状を克服する上で、低密度植栽を導入する上での課題の検証、それから具体的な施業体系の整備に取り組んでいるという現状をご紹介した上で、低コストでの造林を進める上で不可欠な種苗について、3ページの下の2つの丸で記述をしております。精英樹、これをかけ合わせた第2世代以降の精英樹、この選抜育種を積極的に実施するとともに、育種期間を短縮するために、右側の図でもちょっと示しておりますけれども、DNAマーカーを使った育種でございますとか、前方選抜などの手法を用いて育種期間をどんどん短くして、効率的にいい品種を作り出していこうという取組を森林総研林木育種センターなどで行っているという実態を紹介したいと思っております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

4点目は花粉発生源対策でございます、引き続き花粉を飛散させない優良な品種の開発を継続するとともに、花粉の飛散を抑制するような技術の研究開発にも取り組んでいるという現状を紹介したいと思っております。

5点目は早生樹種の導入に向けた検討といたしまして、現在、広葉樹材への生産の関心が高まっている一方で、なかなか通直な材の生産が難しいとか、単位面積当たりの蓄積が少ないとか、生育に長期間を要すると、こういった課題を克服する必要があるという問題提起を最初の丸で紹介しております。

2点目の丸でございますけれども、具体的な樹種としてセンダン、チャンチンモドキ、右側に写真が載っておりますけれども、こういった樹種について、特に九州地域、上のセンダンは熊本県、下のチャンチンモドキは大分県でございますけれども、こういった樹種を用いて有用な材を生産するための技術について、地域レベルでの実証的な取組が増加しているということをご紹介していきたいというふうに思っております。

それから、6点目が鳥獣被害対策のための新たな技術でございます。

1つ目の丸で、現状につきまして、シカの森林被害が深刻化しており、被害の防除、それから個体数の管理について新しい技術の開発が必要であるということを問題提起しております。

2つ目の丸でございますけれども、被害の防除といたしまして、例えばパッチディフェンスのような小区画の防護柵、それから単木での保護、こういった技術を導入して被害の防除を進めているという取組につきましてご紹介したいと思っております。

それから、3点目の丸でございますけれども、個体数管理といたしまして、例えば誘引狙撃、それから、絵は、ちょっと恐縮でございますが、次の5ページのほうに行っているんですけれども、5ページの上の右側の欄に紹介しておりますICTを活用したわな捕獲施設の導入といったような、こういう取組をしているということをご紹介していきたいと思っております。

それから最後、7点目が機械でございます。高性能林業機械の開発、これについて、我が国特有の急傾斜で複雑な地形においても効率的に集材ができるような架線系作業システムの構築などの機械の開発を引き続き実施していくということと、おめくりいただきまして5ページでございますが、林業作業の安全性・生産性の向上、それから多様な人材が活躍できる環境の整備、こういった観点から、林業用ロボットの開発も進んでいるということについての事例などを交えてご紹介したいと思っております。

以上が1点目の生産性の向上に関する技術でございます、続きまして2点目、(2)でございますけれども、ICTの活用でございます。

まず、森林情報の整備でございます。安定供給体制の構築のためには、森林の資源の状況、それから地形などの情報を効率的かつ正確に把握していかないといけないという、こういう課題がございます。これを受けて、森林GISにつきましては、2つ目の丸でご紹介しておりますけれども、全都道府県で導入が進んでいるという状況でございます。これを更に効率的に活用するために、2つ目の丸の第2パラでございますけれども、森林GISに搭載する情報の標準化を行うとか、それをさらに有効に各事業体が活用できるようにクラウドの環境の下での活用を実施していくと、こういった取組を進めていることをご紹介したいと思っております。

それから、資源量の計測技術につきまして、先ほど災害のところでもちょっと申し上げましたが、航空レーザ測量、それから地上からのレーザ照射技術の導入などによって、非常に具体的に森林の状況、地形の状況が把握できるようになったということについてご紹介したいと思っております。さらに、この情報を基に、例えば路網整備などの計画策定、さらには事業体における森林所有者への働きかけの提案の作成、こういったようないろいろなソフトウェアの開

発などの動きが見られるということをご紹介したいと思っております。

それから、2点目といたしまして、5ページの下から6ページにかけてでございますけれども、経営、それから流通、さらには生産管理、いろいろな経営上の用途にICTの活用というのは考えられるということでございまして、そのような動きが各県の事業体などで実際に導入されているというようなことを紹介したいというふうに思っております。

6ページの上のところから、(3)といたしまして、木材需要の拡大に向けた技術の導入について記述をしております。

まず1点目といたしまして、住宅以外の分野における木材利用技術の開発ということでございます。

CLT、それから耐火部材の開発などについて(ア)で述べております。トピックでも少しご紹介いたしましたけれども、2つ目の丸でCLTの建築基準法告示が3月、4月に公布・施行されたということをご紹介した上で、耐火部材の開発と相まって、中高層建築にCLTなどの木材の活用の道が開かれたという現状についてご紹介していきたいと思っております。

それから2点目、(イ)といたしまして、国産材の利用が低位な部材の利用拡大に向けた技術といたしまして、例えば合板についての国産材の活用についての技術開発の進展でございますとか、2つ目の丸でございますけれども、横架材の国産材利用を促進するための動きなどについてご紹介していきたいと思っております。

それから、7ページでございます。

3点目が木質バイオマスのマテリアル利用に向けた技術ということで、セルロースナノファイバー、それから機能性リグニン、こういったものを素材として製造していく技術、こういうものについても開発が進展しているということをご紹介していきたいと思っております。

以上が技術についての各論といいますか、具体例のご紹介でございまして、続きまして3番といたしまして、特集のまとめでございます。新たな技術を導入していくために必要な条件整備についての課題をまとめております。

1点目は、経営力のある林業事業体の育成ということでございまして、新しい技術を導入し、それを活用していくという状況を作り出すためには、実際にそういったことを実践していくための事業体がしっかり育っていくことが必要であるということでございます。経営力の向上、さらには人材の育成、こういったような課題があるということについて述べております。

それから2点目、(2)の新たな技術の普及体制でございます。いかに新しい技術を広げていくかという課題について、いくつか述べております。例えば、林業普及指導員を通じての指

導、それから情報提供の推進でございますとか、林野庁の施設においての国、それから自治体の職員を対象とした知識の研修でございますとか、国有林においての実証でございますとか、こういったような取組が必要であるということについて述べております。

それから最後、3点目が国民の理解と投資の促進ということでございまして、相応の財政的な投資も必要でございますし、それから、こういった技術の重要性についての国民の理解についても、同じくそれを求めていくということが必要であるということで特集を締めくくっております。

続きまして、8ページ以降が通常章の記述でございます。この章立て、それから、その下の小項目につきましても、ほぼ例年の記述を踏襲しております。

まず森林につきましては、1といたしまして現状と整備・保全の基本方針という章立てをしております。その中で(2)ということで、トピックスでも取り上げましたけれども、森林・林業に関する施策の基本方針といたしまして、基本計画の変更、全森計画の変更、森林法等の一部改正法の成立、こういったものをご紹介していくことにしております。8ページの右側のように、その基本計画、全森計画、法改正の概要などについて、これもビジュアルにご紹介していきたいというふうに思っております。

8ページの下から2点目といたしまして、森林整備の動向ということでございます。

まず1点目の森林整備の推進状況ということで、整備の必要性、それから諸課題などについて述べた上で、9ページでございます。(2)といたしまして、社会全体に広がる森林づくりの活動の実態、それから(3)で研究開発、それから普及の推進について述べるということにしております。森林づくり活動といたしましては、全国植樹祭、育樹祭の開催の実績のご紹介、それから、NPO、企業等、多様な主体が取り組んでいる森林づくりの活動についてのご紹介、それから緑の募金に基づく森林整備などの取組、さらには各都道府県で実施しております独自の課税制度に基づく森林整備、こういった取組を紹介していきたいと思っております。

それから、9ページの下からですけれども、3点目といたしまして森林保全についてでございます。保安林の重要性、現状などについて述べた上で、(2)でございますけれども、治山対策といたしまして、トピックスでもご紹介いたしました地震、それから、それに引き続く台風により発生した林野関係の被害、それから、その被害の把握、それから対応などについて、この項で述べたいというふうに思っております。

10ページでございます。

森林における生物多様性の保全という項で、ここでユネスコエコパークについて新たに2か

所、大分県、宮崎県の祖母・傾・大崩、それから群馬県、新潟県のみなかみについて推薦が決定したというようなことについても記述をしていきたいというふうに思っております。

それから、4点目といたしまして森林被害対策の推進ということで、鳥獣害、それから松くい虫、ナラ枯れ、こういった被害の状況と対応策について、ここで記述していきたいというふうに思っております。

それから、大きな4点目といたしまして、国際的な取組の推進と題しまして、世界の森林の状況、それから、おめくりいただきまして11ページでございますけれども、トピックスでも取り上げました森林認証制度について、SGECとPEFCとの相互承認について、ここで詳しく述べたいと思っております。

それから、地球温暖化対策をめぐる動きにつきまして、(2)でございますけれども、パリ協定が明後日、11月4日に発効するということについて、それから、それに先立ちまして、(2)の3点目の丸でございますけれども、日本政府といたしましても地球温暖化対策計画を本年5月に閣議決定したというようなことについて述べていきたいと思っております。

その他、生物多様性、それから国際協力などについても記述をしていきたいと思っております。国際協力では、11ページの右側の一番下のところでございますけれども、本年8月に開催されましたアフリカ開発会議の第6回会合、これは日本ではなくてケニアでの開催でございますけれども、農林水産省主催の特別イベントにおいて林業担当大臣からのメッセージを採択したと、こういったような成果についても述べていきたいと思っております。

以上が森林についての記述でございます。

12ページ以降が第Ⅲ章、林業についてでございます。こちらにつきましては、2015年農林業センサスの結果がまとまったということと、あと、一部でございますけれども、国勢調査の結果が速報値で出ているということを踏まえまして、その林業の実態を表す諸統計などの紹介を踏まえまして現状を紹介していきたいというふうに思っております。

林業の動向につきましては、産出額、それから樹種別の生産量などについて(1)で述べたいと思っております。

(2)でセンサスの結果でございますけれども、例えば林家戸数が前回、5年前と比べて9%減の83万戸になったとか、経営体数は38%減の8万7千経営体になったという一方で、素材生産量というのは引き続き大幅に増加しているというような実態についてまとめたいと思っております。それから、例えば2つ目の丸の保有山林規模別に見ると、小規模の林家が減少する一方で、大規模な林家が増加しているという状況、同様に3点目の丸で、林業経営体の素材

生産量の規模を見ると、1経営体当たりの素材生産量も前回と比べて3割増加しているといったような大規模化の進行について述べていきたいと思っております。同時に、(2)の4つ目の丸でございますけれども、森林施業の担い手、主体がどうなっているかということについて、その中核というのは森林組合、それから民間事業体などが担っているということについても記述をしていきたいと思っております。

おめくりいただきまして、13ページでございます。

生産性向上に向けた取組といたしまして、最初の1つ目の丸でございますけれども、施業集約化の推進、この有力なツールといたしまして、平成28年の森林法改正で導入される林地台帳、これは市町村が台帳を作成するというような仕組みでございますけれども、そういった制度の導入、それから、これも森林法の改正でございますけれども、共有林について、その所在がわからない共有者がいる場合、その立木の不在者分の持ち分を他の共有者に移すという裁定を都道府県知事が行うことによって、一部共有者がわからない共有林についても森林整備が行えるようにするというような制度を新しく設けたというようなことも紹介していきたいと思っております。

それから、13ページの下から林業労働力の動向ということでございます。右側が林業従事者数の推移を示した棒グラフでございます。このグラフには総従事者数と、それから年齢構成についての情報が入っているんですけども、国勢調査の速報値について棒グラフ部分の総従事者数のデータだけ出ておりますので、それをご紹介します。

その結果を踏まえまして、(4)の最初の丸でございますけれども、林業従事者数は減少は続いているんですけども、近年下げ止まり傾向にあるのではないかという分析をしております。なお、27年の数字では従事者数が約4万7,600人ということでございます。

14ページでございます。

人材の雇用、育成の対策といたしまして、林野庁として「緑の雇用」事業を平成15年度から実施し、大きな効果を上げているということ、それから、各都道府県におきまして近年、林業大学校などの教育・研修機関を整備する動きが広がっているということをご紹介します。

14ページ中ほどからは特用林産物についての動向でございます。

まずきのこ類でございますけれども、きのこ類についての特用林産物の生産額、それから生産量、価格などの情報についてご紹介するとともに、消費拡大のための取組について紹介していきたいと思っております。

それから、（２）といたしましてきのこ以外、木炭、竹、それから、おめくりいただきまして15ページでございますけれども薪、こういった他の特用林産物の動向についてもあわせてご紹介をしております。

それから、15ページが山村の動向でございます。山村の現状、非常に厳しい状況にありますけれども、豊富な地域資源があるということをご紹介しております。それから、（２）といたしまして活性化の取組、地域資源を生かして所得・雇用の増大を図るとともに、森林の保全・管理などについても支援をしているという現状、それから、地域において自ら伐採等の施業を行う自伐林家といったような取組が注目されているというようなことについて、引き続きご紹介していきたいと思っております。

それから、16ページからが第IV章といたしまして木材についてでございます。

まず木材需給の動向といたしまして、世界の木材需給の動向、この中でTPPを含みます新しい国際的な貿易の枠組みなどについてもご紹介していきたいと思っております。

それから、（２）で我が国の木材需給の動向といたしまして、9月に公表いたしました木材需給表のデータを入れまして、国産材供給量について、（２）の2つ目の丸でございますけれども、平成27年には前年比6%増であったということ、それから、4つ目の丸でございますけれども、そういった状況により木材自給率が5年連続で上昇いたしまして、平成27年には33.3%まで回復いたしました。これによって、我が国木材需要の約3分の1が国産材で賄われているというような状況まで持ち直したということをご紹介していきたいと思っております。

それから、木材価格の動向、さらに（４）といたしましてトピックでも取り上げます合法伐採木材についての利用促進法、クリーンウッド法の内容についてもご紹介していきたいと思っております。

それから、17ページの上のところで木材輸出について、平成27年におきましては前年比約3割増の229億円を達成しているという状況と、本年に入って前年並みの状況で推移しているということについてご紹介していきたいと思っております。

それから、輸出拡大に向けての各般の取組についても、この項で記述をしていこうと思っております。

17ページの中ほどからは、2番といたしまして木材産業の具体的な動向につきまして、（２）以下で各業態別に、（２）の製材業、それから集成材製造業、18ページの合板、木材チップ製造業、それから昨年度から入れました（６）のプレカット加工業、それから木材流通業、それぞれの現状についてまとめていきたいというふうに思っております。

それから、18ページの真ん中から下が木材利用でございまして、木材利用の意義、それから住宅分野における木材利用の状況、それから、おめくりいただきまして19ページでございすけれども、公共建築物の木材利用、さらにはバイオマスのエネルギー利用、こういったことについて記述をしていきたいと思っております。

それから、最後に、（５）といたしまして消費者等への木材利用の普及の重要性、昨年から創設いたしましたウッドデザイン賞といったような各般の取組について紹介していきたいと思っております。

20ページからが第Ⅴ章といたしまして、国有林でございす。国有林が非常に重要な財産であるという点、その具体的な管理・経営に当たっては、重視すべき機能に応じて5つの類型に区分して行っている点、国有林におきましては、治山事業によって荒廃地を復旧したり、地球温暖化防止対策として間伐を積極的に実施したり、それから、昨年トピックスでもご紹介しましたけれども、原生的な森林生態系などは保護林として厳格に保護を行っている点、さらには、野生鳥獣害の防止のための捕獲技術の開発なども行っている点、さらに、20ページ一番下でございすけれども、国有林野に隣接・介在するような民有林野についても、より有効に公益的機能を発揮するために国が一体的に整備・保全する制度を設けている点、こういったところについてご説明しております。

さらに、21ページでございすけれども、成長産業化への貢献ということで、伐採・造林の一貫作業システムについても、この全国的な導入に向けての実証に取り組んでいること、それから、民有林と連携することで事業の効率化が図られるような区域については、森林共同施業団地を各地に設定しているという取組、さらには、今、人材育成の観点からフォレスターなどの技術者の育成を推進しているというところ、それから、木材の安定供給については、システム販売などによって大きく木材供給に貢献していると、こういったようなところについて記述をしていきたいと思っております。

それから、21ページの真ん中からは国民の森林としての管理経営ということで、遊々の森、それからレクリエーションの森、こういったフィールドを提供するとともに、21ページ一番下でございすけれども、震災復興においては被災地において海岸防災林の復旧・再生といったような取組をしているということを紹介したいと思っております。

最後に、22ページからが震災復興でございす。

これはほぼ前年と同様の章立てでございすけれども、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、復興への木材の活用と森林・林業の貢献、こういったところについて記述を

したいと思っております。

それから、23ページ、24ページが原子力災害からの復興でございますけれども、森林の放射性物質対策、安全な林産物供給に向けての取組、さらには24ページでございますけれども、樹皮・ほだ木等の廃棄物の処理、損害の賠償などの項目を設けて記述をしていきたいと思っております。

以上が28年度の森林・林業の動向についてのスケルトンでございます。

○土屋部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、これから委員の間での検討を始めたいと思いますが、一番初めに申し上げましたように、検討にはいくら時間があってもある意味で足りないわけですし、その中で、今回12時までということですので、現時点ですと、ぎりぎり12時までやるとして、私の時計で74分間ぐらいです。ですので、場合によっては手を挙げていただいても、ご発言は後回しにさせていただくようなことも含めて進めていきたいと思えます。

それから、ご質問については一問一答ではなくて、数問まとめさせていただいて、まとめて事務局のほうからお答えいただくというような形で進めたいと思えます。

あまり私がしゃべっているとどんどん減っていつちゃっているんですけども、70分として考えますと、トピックスと特集と両方合わせて30分ぐらい、それからⅡ章、Ⅲ章のところで20分、それからⅣ章、Ⅴ章、Ⅵ章のところで20分ぐらいということを考えております。Ⅱ章、Ⅲ章というのは森林と林業ですね。それから、Ⅳ章が木材産業・木材利用で、あと国有林と東日本大震災ですが、本当は、これはそれぞれかなり大事なことです、それぞれ分けて議論したいところなんです、時間の都合上、まとめて行いたいと思えます。ですので、時間が尽きそうになりますと、議論をそこまででとめていただくということになることはあらかじめご承知おきください。

それでは、初めにトピックスと特集をやりたいと思えます。ただし、これは30分で、トピックスと特集の間を行ったり来たりすると結構やりにくいことはやりにくいので、ひとまず一番初めのワンクール目は、トピックスについて何かご意見があったら、それをお出しいただいてお答えいただいて、あとはもうオープンにトピックスと特集と両方あわせてご議論いただくということにしたいと思えます。

それでは、いかがでしょうか。施策部会は人数が少ないので、全員のご発言をお願いしたいと思えますので。

○田中委員　田中でございます。

トピックスの中で、28年度熊本地震や台風災害の発生と林野庁の対応ということが取り上げられているんですけども、地震のないと言われている韓国でも先日地震があったということですが、岡山では韓国への輸出に向けた協議会みたいなものがありまして、向こうの方が言われていたのが、やはり我々が思っている以上に韓国の方々が地震に対する恐怖感を持っているということです。その中の話で、日本の木造家屋は非常に地震に強いというところに注目をされていらっしゃるということで、日本の木材の輸出の中で韓国の地震というのは何かひとつポイントになるのかなと思ったところでございます。韓国だけではなくて、この前、イタリアでも地震がありましたし、全世界的に地震が多く発生していることも踏まえると、トピックスの中で、日本国内だけではなくて、海外での地震と、それと日本の木造住宅の強度に対する注目が集まっているというところも考慮に入れていただければと思いますので、お願いいたします。

○土屋部会長　ありがとうございました。

あと、もう一つ言うのを忘れたんですけども、このスケルトンの文章そのものについての修文は次回ちゃんと文書が出てきますので控えていただいて、今の田中委員のご発言のように、内容的にかなりつけ加えなくてはいけない項目、それから、全体の考え方とか、少し広めのところをお願いできればありがたいと思います。

では、他にいかがでしょうか。

○丸川委員　ありがとうございます。

今の課長のご説明を、むしろ読み手としてどうかなというふうにずっと聞いていたのですが、私は、例えばトピックスのところに、木材自給率が連続して上昇したというあたりを書くべきではないかと思います。要するに、林業界の方だけじゃなくて、産業界とか一般の方々が知ることが非常に意味があることで、しかもそれがどんどん伸びてきているわけですから、これは大いにPRをされたらどうかと。大臣の文章とか、トピックスで入る可能性があると思いますけれども、そこをちょっと強調されたらいかがかというふうに思いました。

あとは個別にまたお話を申し上げます。

○土屋部会長　ありがとうございました。

今のは項目を立てるということですか。

○丸川委員　項目はこれでいいと思いますので、項目というよりも、言葉として前に、大臣が最初に述べるような挨拶のところでもいいですし、トピックスのところでも一言、やはり頭から読んでいくものですから、その辺に出たほうがいいのではないかと。

○土屋部会長　わかりました。トピックスは一番読むところですからね。

ほか、いかがでしょうか。

○塚本委員 今回提案をされている４点については、トピックスとして適切な内容だと思います。その中でも違法伐採対策につきましては、これまで林業関係者の間でも関心が薄かったのではないかと思います。しかし４年後に開催されます東京オリンピック、パラリンピックの関連施設での木材利用が期待されているところですし、国際的な問題としてクローズアップされている中で、日本の取組状況について取り上げていただくということは非常に意義のあることではないかと思います。

また、森林・林業基本計画や森林法の改正につきましても、我が国の森林資源が成熟期を迎える中での改正であり、その内容について詳しく取り上げていただくことで、CLTの活用などの木材の需要拡大の新たな仕組みづくりの重要性などにつながってくると思いますので、是非関連づけて書いていただければと思います。

それから、熊本地震などへの林野庁の対応でございますが、この地震は直下型地震の怖さを我々に改めて見せつけました。特に古い木造住宅の倒壊の被害が多かったことや土砂崩れにより尊い人命が失われるという報道がございました。このような大災害に対して、林野庁としてどのような対応をとったかについて、詳細に国民の皆様方にお伝えすることは重要であると思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。

○葛城委員 今の田中委員、それから塚本委員のご発言にも関連するんですが、熊本地震のときに、田中委員のほうからは、日本の木造は地震に強いという認識が韓国であったというご意見があったんですけども、国内ではむしろ逆の報道のほうが多かったような気がして、木造住宅はやっぱり地震に弱かったんだという印象を持たれた面も大きかったような気がします。それに対して林野庁としてはどう答えるかという部分も書き加えていただけるといいかなと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

では、松浦委員。

○松浦委員 熊本地震等に対する林野庁の対応ということで、ちょっとコメントさせていただきます。

熊本地震のときは森林管理局自体が被災者ということで大変だったと思うのですが、そういう状況の中でいろいろな努力をされて対応されたということは評価してよいと思います。その

中で国交省との対応の違いなどをもう少し明確にされたほうが良いと考えております。国交省はTEC-FORCEとかが入って、迅速かつ大規模に緊急対策をやられていますので、それと競合してしまうと林野庁の対策というのがよく見えなくなってしまう点が懸念されます。したがって、林野庁として行った対策のうち、特徴的なものをもう少し強調するとか、あるいは、今まで治山施設をたくさん入れていると思うのですが、今回の災害に対する施工効果についてもクロージアアップするとか、そういった工夫をされてはどうかと感じました。

熊本では地震での甚大な災害が発生しました。一方、東北から北海道にかけての北日本では台風や前線による深刻な豪雨災害が発生しています。地震と降雨という異なる外力に対して大きな災害が発生したわけですが、その際、森林がどのような役割を果たしたか、それは災害を防ぐ効果を発揮した場合と流木などとなって災害を大きくした部分があると思うのですが、その辺の違いを明確にする。それを基礎として、では、今後こういったような対策を行っていけばいいのか、というようなことも含めた形でまとめていただければなと感じました。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

一応座長の私を除くと全員からご意見をいただきましたので、地震に関することが多かったように思いますが、まとめてお答えいただけますか。

○坂企画課長 まず地震についてでございます。田中委員、それから塚本委員、葛城委員、松浦委員からコメントをいただきました。

ただ、トピックスは非常にスペースが限られておりますので、情報量としてはそんなに載せられるわけではございません。今回大きな自然災害があって、それにどういうふうに対応したかということまでをトピックスでカバーしようと思っておりましたので、例えば住宅の安全性についての検証、それから海外での反応とか、そういったものについてどういうふうに反映していけるかというようなことは本文のほうで検討していければというふうに思っております。

それから、丸川委員にご指摘いただきました木材自給率の話、昨年の平成27年度のトピックスで冒頭に取り上げてしまったので、今回項目としては取り上げておりませんけれども、3分の1になったということは一般紙でも報道されておりますので、どこかの中に入れるような形で反映させていただきたいというふうに思っております。

それから、塚本委員から違法伐採対策、それから基本計画についての取り上げ方についてご賛同いただきまして、どうもありがとうございます。ご指摘のとおり、基本計画の中でも我が国の森林資源の成熟の状況などについてしっかりと強調した上で、結びつけて記述をしていき

たいというふうに思っております。

それから、葛城委員、松浦委員から、それぞれ地震に関連して、住宅、それから全般についてコメントをいただきました。これにつきましても、田中委員のご指摘と同様、スペースの関係もございますし、それから、若干シンプルなメッセージを伝えるという意味では1ページの中に入る情報というのは限られていますので、本文の中でどういうふうに検証していけるかということを考えていきたいと思えます。特にトピックスの中でシンプルに林野庁としてどうしたかというメッセージを的確に伝えるという意味では、松浦委員のご指摘、国交省の対策との違いをしっかりと念頭に置いた上で書いていくべきというようなご指摘を踏まえまして、記述を実際に練ってきたいというふうに思っております。

○土屋部会長　ありがとうございます。

特にほかの部課長さん方、よろしいですかね。

○吉村業務課長　業務課長でございます。松浦委員からご指摘いただきました災害発生時の林野庁の対応でございます。

ご指摘いただきましてありがとうございます。私ども、できるだけ早く被害の状況を迅速に把握して都道府県や地元自治体に提供していくということをまず最優先に実施させていただきつつ、できるだけ局・署の人間が被災された自治体に出向いて、あるいは声をかけて、地域のニーズが何なのかということを把握し、できることからやらせていただくという対応をとっております。例えばこの前の台風の際には、森林管理署が真夜中ですが地元の要請を受けて林道を緊急的に補修して、住民の方々の避難路として活用していただいたと、そういった取組も進めております。他方で企画課長が申し上げたとおり、なかなか情報量が限られた中で、本文の中でご指摘を踏まえてどのように書けるかというのを工夫させていただきたいと思えます。

それと、異なる外力に対して森林がどう機能したかという点についても、現在さまざまな観点から調査を進めておりますので、もし成案が得られれば、何らかの形で本文の記述について検討させていただければと思います。

○土屋部会長　補足ありがとうございます。

今の委員からのご意見や、それからご質問等を聞いていますと、基本的にこのトピックスの項目については異論はなくて、特に自然災害、熊本地震や台風災害がかなり最近続けて起きていますので、それについてのご意見が多かったというふうに理解しています。この辺は、それに対する回答にもありましたように、トピックスと本文とのバランスを見ないと何とも言えないところがありますので、ちょっとここはお手並み拝見というところで、次回の宿題とさせて

いただいてよろしいでしょうか。そこでまた、この前言ったのにというのがありましたら、次回是非もう一度お願いいたします。

引き続き、トピックスについて意見があればそれでもよろしいんですが、もう実はあと20分ないので、基本的に次の特集章のほうを中心に、これから少し検討を集中的にやりたいと思います。

では、特にこちらがご指名しないでも大丈夫そうですので、お手を挙げてよろしくをお願いいたします。では丸川委員、お願いします。

○丸川委員 特集章のところでよろしいですね。

○土屋部会長 はい。

○丸川委員 林業技術のことを出されるというのは非常によいことだと思いますし、時代にマッチして、これは大賛成でございます。意見としては、2ページ目の2の林業の新たな技術の導入の(1)に(ア)からずっと出ているんですけども、4ページ目の花粉発生源対策とか、同じ4ページの(カ)の鳥獣被害対策とありますが、これは生産性の向上ではないのではないかなと、思った次第です。生産性の向上という表題は、とてもこれもいいと思うのですが、(2)の情報通信技術(ICT)、ここにIoTとかAI、ビッグデータが入ると思うんですが、むしろ(2)は生産性の向上の例がほとんど出ておりますので、鳥獣のことも、それから花粉のことも書いていただくことはいいと思うんですが、組み立て方というかがちょっと違うんじゃないかなというふうに思った次第です。すなわち、(1)と(2)をもうまとめて生産性の向上というふうにして、情動的なものとかそうでないものに分けるとか、そのほうがわかりやすいんじゃないかというふうに思った次第です。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。全体の節構成、項目構成についてのご意見でした。

ほか、いかがでしょうか。

○田中委員 林業の生産性向上のための技術は、今回のこの章の一番の大きなポイントだと思うんですが、日本の林業の生産性は今の現状でどうなっているんだろうかと思います。1人当たり1日何立米ぐらい伐採して生産しているのか。それが、例えばオーストリアではどのぐらい、アメリカではどれぐらいというぐあいに、やはり諸外国と比較をしながら、日本の現状というのはこうなんですとか、それを木材の輸出国になるぐらいのレベルまで上げるためにはどのぐらいの生産性が必要なのかとか、そこから見えてくる問題点はいろいろ出てくるんだと思うんです。ですから、他の国と比較する資料があれば、非常にわかりやすいですし、問題点

が非常に明確になってくるのではないだろうかと思いますので、そういう資料があればご提示をいただきたいと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

他の委員、いかがでしょうか。

○塚本委員 今回、技術の導入について3つのカテゴリーで記述されるということですが、

(1)の林業の生産性向上のための技術の「生産性向上」という言葉は、林業の世界では、どちらかというと木材生産の場面で使われることが多いように思います。一人当たりの伐採量をどのように上げていくかとか、間伐より皆伐のほうが生産性が高いとか、林業の生産活動をイメージされる傾向が強いのではないかと思います。今回提案されている内容は、そうではなく、林業経営全体の話として、持続可能な森林経営のために伐採後の再生林を含めて林業経営が成り立っていくための技術を意図されていると思いますので、この章立ての狙いについて詳しく記していただきたいと思います。

森林資源が成熟してきた現在、林業振興は、生産性を上げ伐採量を増やすことだと考える傾向が強いのではないかと危惧しております。我が国の貴重な財産である森林資源を、将来にわたって活用していくためには、成熟期を迎えた森林をどのような形で活用し次の世代につなげていくかという視点が必要で、そのためには再生林、特に資源の再生産の視点を持つことが重要であると思います。この点についても丁寧に説明をされた上で内容を掘り下げていただければと思います。

それから、(2)として、ICTの活用という項目を立てていますが、本県におきましても(ア)の二つ目の○に記載されています森林GISの整備を進めております。特に、今年度、森林法が改正され林地台帳の整備が市町村に義務づけられたことから、早急に県と市町村との間で情報共有を進めていかなければならないと考えております。森林資源情報が、森林管理を適正に進めていく上で非常に重要であることが改めて認識されているところですし、章立てをしていただいて森林情報の整備について掘り下げた記述をしていただくことは、今まさに時宜を得たものであり、どのような内容になるのか期待しているところです。

今後、ICTを森林情報の分野から林業経営や木材流通の分野へも広げていくことは非常に重要なことであり、このような取組が進むように、林野庁も強力に後押しをしていることについてもこの中で書き込んでいただければと思います。

3番目の木材需要の拡大については、(ア)の一つ目と二つ目の○に記載されておりますCLTの取組が各地で進んでおりますし、(ウ)に記載されていますような一歩前に進んだ取組

もはじまっていますので、これについても新しい情報をたくさん盛り込んでいただいて、国民の皆様によりアピールできるような内容にしていいただければと思います。全体を通しまして、どのような内容になるのか期待していますので、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長　ありがとうございました。

今、3人の方からご意見をいただきましたが、比較的全体的な構成であったり、それから諸外国との比較というのかなり全体にかかわることですし、それから、塚本委員のほうから、生産性向上と言っているけれども、生産性とかそういうものの向上という定義も含めて、狙いをかなり明らかにしてほしいというような、全体の構成について、もしくはそこでの全体の書き方についてのお話がありました。ちょっとこれはまとめていただいたほうがいいかなと思うので、どうでしょうか。

○坂企画課長　まず、丸川委員のご指摘で、章立て、項立ての仕方なんですけれども、鳥獣害なんかは、これは植えても食べられたら生産できないということで、生産性の向上には入るような話なんですけれども、確かに花粉は項立ての後から記述を追加したという事情もございまして、若干生産性の向上という範疇に入るのかどうかというところは疑問の余地があるかと思っています。

もともとの章立てのときも、(1)は伝統的な造林・育林についての生産性の向上ということでこういう項立てにいたしまして、ご指摘のとおり、ICTの中でもまさに生産性の向上に入るものがございしますので、もう一度どういうふうに分類するのが適当かというのをよく再度検討させていただきたいと思います。

それから、田中委員のご指摘で、国際比較というものを最初にすべきではないかというご指摘をいただきました。実は、平成22年版の白書で、「林業の再生に向けた生産性向上の取組」というタイトルで、具体的な林業技術についても、その中で掘り下げて検討したというような試みがございまして、そのときは、最初の小項目は我が国の林業の課題といたしまして、そのときの当時のコスト構造ですとか外国との生産性の比較をした上で、各論として、生産性向上の取組で造林、育林、それから機械の使用、そういったものについて非常に詳細に高性能林業機械などの仕組みについて特集を組んで、最後に生産性向上の条件整備と国民の支援ということで課題をまとめたということがございました。

今回は、今年の白書の安定供給体制の構築というところの続きのような形で、ストレートに成長産業化のためには技術が大事なんだというアプローチで入っておりますので、田中委員からご指摘いただきましたような、そういうアプローチを全然とっていなかったんですけれども、

国民の皆様によくわかっていただくためにはどういうふうにしたらいいかということで、22年版と全く同じものをまた繰り返すというのも、スペース上ちょっとどうかと思いますけれども、ご指摘いただいた点のような視点を少なくとも入れて問題提起すべきじゃないかというふうには思いますので、全体の分量の中でどういうふうに扱うかというのをまた考えながら、ご指摘の視点を入れていきたいというふうに思っております。

それから、塚本委員にご指摘いただきました、どんどん伐ればいいということじゃなくて、循環利用できるような形での生産性向上が大事なんだというようなところ、こういう視点について、それも含めて、ICTの活用も含めてどういう意図でこういう特集を組んだのかということが国民の皆様によくお分かりいただけるように、しっかりと章立ての意図というものをより厚く記述していくことで、単なる短期的な生産性向上じゃないんだということを分かっていたできるように書き方を工夫してまいりたいと思っております。

○土屋部会長　ありがとうございます。

それでは、引き続き委員のご意見をいただきたいんですが、どうぞ。

○佐藤委員　ちょっと細かいことをお聞きするんですけれども、12ページの林業と山村の部分の……

○土屋部会長　今特集章です。

○佐藤委員　そうですか。では、今の話は後でもう一回質問させていただきます。特集章はありません。

○土屋部会長　ほか、いかがでしょうか。

○松浦委員　（２）の情報通信技術の活用ですが、これについては、今後、森林の生産性向上を図る上で非常に重要になってくると思います。ただ、現在のところ森林・山地斜面の基盤情報が、まだうまく情報の共有とか相互利用ができていないようなところがあると現場では少し感じています。例えば、森林基本図とかでは昔の情報のままの箇所がかなりあると思われます。各省庁では山地斜面でも航空レーザ測量をかなりやっている箇所がありますが、それが森林情報のほうにうまく反映されていないというようなことが見受けられます。省庁間の壁を乗り越えてうまくデータを活用することができれば、森林が成立する場の基本情報をもっと正確に把握できるのではないかと思います。さらに、それらが時系列で使えるとなると、森林植生の成長量の推定にも使えますし、あるいは作業網の効率的な計画とか環境に優しい作業網の整備とかにも十分使えます。したがって、今後の基盤情報の利活用の促進についても可能であれば記載していただければと思います。

また、この中には高分解能衛星画像や合成開口レーダーが照会されていませんが、これらも、今後森林管理に使える技術と思われます。一方、UAVに搭載可能な航空レーザ測定の機器もかなり安くなってきていますので、そういった最先端技術のことも——すみません、少し書いてあるようです。どんどん記載していただいて紹介いただければと考えています。

以上です。

○土屋部会長　ありがとうございました。

ちょっと座長のほうからよろしいですか。特集章についてなんですが、全体的なコメントをさせていただきますと、技術というのはいろいろな方向を向いて開発が行われるので、ここで取り上げるときには、やっぱり全体の、林野庁、もしくは国がどうやってその技術開発を進めていくのかという考え方や方針というのが結構重要だと思っていて、そのところはしっかり記述していただきたいのと同時に、多分、国民の方に訴えるときには具体例がないと、開発されたばかりの技術というのはほとんど普及していないわけですからわからないので、多分普通の特集章と比べても、特に具体例をどう出すかというのにいろいろご努力いただけるとありがたいと思います。

あともう一つ、これが今言いたいことなんですけれども、技術を実際にどうやって使ってもらうようにするかが大事で、そうすると、やっぱりこれは普及事業なんですよね。普及のことについては、これまでも書かれていたんですけれども、特に基本的に林業普及指導員の方々は都道府県の職員で、都道府県を介して行われるという形態をとっているということなので、やはりそのところの記述はしっかり必要ですし、あと、国有林は今もそうなんでしょうけれども、少なくとも歴史的に見ると、いろいろな技術の最先端を常に国有林がつくっていくということをやっておられました。それは今はなかなか大変だとは思いますが、その辺の役割みたいなことも、やはりここでもう一度強調されるような書き方というのが必要なんじゃないかなと思います。

それからあとは、森林技術総合研修所を国が運営しているわけですが、県もいろいろな研修施設・機関を持っているんですね。そういうところでの普及というのも非常に重要だと思うので、情報が限られると思うんですけれども、少し気をつけて記述いただけるとありがたいなと思いました。

ほか、いかがですか。特によろしいですか。

そうしましたら、ご回答をお願いします。

○坂企画課長　では、私から、部会長のご指摘についてお答え申し上げます。

まさに章立ての考え方、これをよくわかるような形でしっかりと書いていくということと、2点目にご指摘の具体例をということとつながるんだと思いますけれども、基本的な理念、それから具体的な中身、事例、これをよく組み合わせて、今回の章設定の意図がしっかりと国民の皆様には伝わるように構成していきたいと思います。

それから、普及の重要性というのも、まさしくおっしゃるとおりでございますので、今のスケルトンでもいろいろ書いていくということにはしておりますけれども、実際の具体の記述で、その普及の重要性というのがしっかりとわかるような形で、いろいろなチャンネルでの普及体制について詳しく書いていきたいと思っております。

○土屋部会長 松浦委員のほうについては。

○計画課城課長補佐 計画課、城と申します。ちょっと課長が都合で外しましたので、私からお答えさせていただきます。

森林情報については、まさにさまざまな技術の発展があるとともに、森林分野だけではなく他の省庁の情報もあるところであり、こういった情報をいろいろ使えるようにということで、一つはクラウドのようなものにどんどん搭載していく、それから、森林法の法律上の規定でも、他の組織が持っている情報を使えるような規定も入れています。こうした情報をたくさん使えるような方向でやっていこうと考えておりますので、記述についてもそのようなことがわかるように検討させていただきたいというふうに思います。

○松浦委員 あまりに具体的過ぎて申しわけないですが、ある現場で調査を行うときに、森林基本図を参考にしましたが、よく調べてみると、既に他の省庁が航空レーザ測量をやっている、より詳細な地図があるという箇所も結構ありました。したがって森林基本図がそれに置き換わっているとすごく便利かなと感じましたので、このような質問になりました。

クラウドを利用するとしても、例えば航空レーザ測量のデータに林班情報とかが入っていないと不便です。したがって、森林情報とかが精密地形図や地質図などと、うまくリンクすると、林家にとっても我々研究者にとっても非常に便利になるかなということで、コメントを申し上げました。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

今の松浦委員のご意見はコメントということで、回答は時間の関係で省かせていただきます。

今、トピックスと、それから特集章のご検討をお願いして活発な議論をいただいているところですが、実はもう時間が押しております。あと残るところ35分になってきていまして、先ほ

どの20分、20分がもう危うくなってきているので、申しわけないのですが、次の章のほうに進みたいと思います。まだ恐らく言い足りないことや、もう少し細かく指摘したいことがあると思いますので、それについては是非、年次報告班のほうに後で情報をお願いいたします。

それでは、次はⅡ章とⅢ章です。つまり、森林の整備・保全の章と林業と山村の章です。どちらかという川上のほうについての2つの章について、これはどこからでも結構ですので、また各委員からお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員 まず、細かいことで恐縮ですけれども、12ページの林業経営の動向なんですけれども、林家戸数が83万ということになっていますよね。これは前は91万ということだったはずなんですけれども、この9%減ったということの中身はどのように捕まえていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいということです。

それから、12ページの一番下段です。従業者賃金が306万という、本当に数字も見たくないことなんですけれども、その前段の1経営体当たり約11万円の所得だということなんです。これはどういう捉え方なんでしょうか。山林所得というものを申告したことのデータの中からののでしょうか。個人的には11万なんてとても無いと思っているものですから、ちょっとその点をお聞きしたいということです。

それと、もう一つは、ちょっと大きい話なんですけれども、8ページ、全国森林計画のことについてでございます。森林計画は15年計画がベースになっていまして、5年ごとにローリングしていくということになっていますよね。今、多分1回目のローリングだと思うんですけれども、その中で、前に私も質問したことがあったような気がするんですが、人工造林のところが前の94万4千haから84万6千haに数字が下がっているということで、15年の全国森林計画を揺るぎなく計画していく中で、早くも目標面積が減ったということは、うがった見方をすれば、現状に合わせてちょっと消極的になってしまっているのかなという感じがしないでもないので、ここのところの考え方もちょうとお聞きしたいと思います。その3点、お願いいたします。

○土屋部会長 ありがとうございます。

先ほどの方針のように、何人かの委員の方からのご質問をまとめて願いたいと思いますので、ほかの方、いかがでしょうか。

○丸川委員 言葉のことなのですが、Ⅱ章の森林の整備・保全のところですよ。今日、ご意見で地震の話とか、たくさん出ておりますし、松浦先生のほうからも国交省としての対応のデマケみたいなことを言われましたけれども、今の国の政策としては、「国土の強靱化」というのが一つのキャッチフレーズになっておりますので、言葉としてそれを入れるということで、少し

このⅡ章のところで書いていただければなと思います。これから書かれるのであれば、そういう言葉を入れて、国の共通の課題であるみたいなふうにしたらどうかというご意見でございます。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

他の委員、いかがでしょうか。

では、ちょっとお考えの間に、私の単なるコメント、意見なんですけれども、今、佐藤委員のほうからもかなりセンサスについてのご質問がありましたが、センサスというのは5年に1度なわけで、林業経営体、林家の全数調査なんですね。ですので、これの情報というのは非常に私は重要だと思ってまして、ご承知のように、センサスの調査項目は国全体の統計に関する方針で削られてしまっているんですが、それでもかなり豊富な情報があるので、現時点ではまだ、解釈や分析までいかないかもしれないんですが、ひとまずなるべくさまざまな情報をわかりやすく伝えるということ、少しこの部分を増ページしてやっていただけるとありがたいなと思っております。

それでは、他の委員、いかがでしょうか。

○塚本委員 まず、資料の8ページの第Ⅱ章の1の(2)の森林・林業に関する施策の基本方針についてです。新たな基本計画や全国森林計画と森林法の改正など、トピックスと重複する内容となりますが、先ほどトピックスのところで各委員から出された様々なご意見を踏まえて、トピックスでは書き切れない内容について、こちらの通常章のほうで充実した記述となるようお願いします。特に、新しい基本計画については、5年ごとの見直しという大きな節目でもありますので、より多くの方々が目にする白書の中で、基本計画の内容とともに国の森林、林業の基本方針についても記述していただくことは非常に重要ではないかと思いますので、その点をご配慮いただければと思います。

それから、12ページの第Ⅲ章の1の林業の動向についてですが、今回、2015年度版の農林業センサスが公表されたということで、その最新の情報に基づいて記載されています。センサスの数字ですが、たとえば、林業経営体については、12ページの右の上のグラフの下の方にも書かれていますが、保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うとなっており小規模なものも林業経営体としてカウントをされています。センサスの数字を使用する場合は、その定義についてもわかりやすく記載していただく必要があると思います。あわせて、林業経営の動向について、全国の様々な事例も取り上げていただき、わかりやすく丁寧に記載してい

ただければと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

もうお一方ぐらい、いかがでしょうか。

○葛城委員 獣害対策について、いろいろな箇所で記載していただいていること、とてもありがたく思っているんですが、この10ページの（４）で森林被害対策の推進の中に「個体数管理等を総合的に推進」と書いていただいています。国は、シカの数については半減させるという目標を立てていると思うんですが、それがここ数年来の対策によってどれぐらい進んできているのかという進捗状況がわかる記述も是非入れていただければと思います。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

もしも今すぐにお手が挙がるようでしたら、もう一件ぐらい……。ひとまずよろしいですかね。そうしましたら、今、いくつか出ていますので、まとめてお願いいたします。

○坂企画課長 まずは、佐藤委員からご指摘いただきました林家数の減、91万が83万になったということでございますけれども、前回との比較というのは今日のお配りした資料にはないんですけれども、その内訳というのが12ページの右側の上のところ、左側が林家、右が経営体でございます。こちらに書いてございます。これは91万戸のときの今年の白書に載っているバージョンと比べますと、小規模の林家というのがものすごく減って、一方で大規模、100ha以上の林家が増大していると、そういう状況が如実に見てとれるわけでございます。例年は、このスナップショットといいますか、その時々最新のデータを白書にも掲載している状況でございますけれども、今回、林家、経営体とも大きく減少しているということが顕著な特徴でございますので、その辺、どういうところで減少したとか、そういったことも本文の記述に入れるような方向で検討していきたいと思っております。

それから、12ページの一番下の1経営体当たりの所得でございますけれども、これは5年に1回調べております林業経営統計調査というような農林水産省の統計がございまして、そこで対象となりましたサンプルの林家におけます所得額をそれぞれ教えていただきまして、それを全経営体で割ったような形での所得にすると、こういう数字が出てくるということでございます。確かに毎年収入があるわけではございませんので、全体にならして全体の母数で割ってしまうと、こういう数字になろうかということかと思っております。

それから、丸川委員にご指摘いただきました「国土の強靱化」というフレーズにつきまして、これもよく調べた上で、入れられるところがあれば入れることも検討して、調べて対応したい

と思っております。

それから、部会長にご指摘いただきましたセンサスですけども、先ほどの佐藤委員からのお尋ねのところも、これもセンサスデータのところでございます。このような林業経営を知る上でのキーとなるようなデータがございますので、スペースの都合もありますけれども、可能な限り現状がよくわかるような形で、それも盛り込んだ記述にしていきたいというふうに思っております。

それから、塚本委員からもセンサスについてご指摘いただきました。経営体の状況も林家の状況とあわせて詳しく記述するとともに、事例なんかも取り混ぜて分析していきたいと思えます。

また、あわせて、Ⅱ章のほうでご指摘いただきました基本計画、林政審の場でご議論いただいた結果、5年に1回の変更が無事に閣議決定に至ったものでございます。その内容につきまして、白書でも、またより詳しい記述でしっかりと内容を盛り込んでいきたいと思っております。

それから、葛城委員にご指摘いただきました獣害の関係ですね。政府全体の目標では確かにございますけれども、基本は環境省さんが中心になって取り組んでいるところで、もちろん林業にもかなり重大な影響があるわけがございますけれども、その辺、森林関係の施策としてどこまで入れるのが適当かということも含めて、書けるかどうかというのを検討していきたいと思っております。

○上研究指導課長 葛城委員からいただいた個体数管理の件でございますけれども、今、企画課長から申し上げたとおりでございまして、環境省のほうで全体の数字、マクロの数字というのは把握しておりまして、それが今あるのが平成25年度末の数字でございます。実は、これは把握の数字があるんですけれども、実際は推計値でございますので、猟友会ですとか地域の情報を集めて推計をしているようなことで、環境省さんのほうも、できればそういうものを把握するシステムをつくりたいということで取り組んでおられるんですけれども、いかんせん時間がかかるということもございますので、記述は、今企画課長が申し上げたとおりでございまして、例えば地域の中でそういう個体数なり生息の関係がどうなっているかみたいなものを事例の中で紹介をするとかいったような、もう少し記述として工夫ができないかどうか、少し検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○猪島治山課長 すみません。1つ補足をさせていただきます。丸川委員からお話がありました国土強靱化の関係でございますが、平成26年に策定されました国土強靱化基本計画に、国土

保全分野の一つとして治山事業の推進というのが位置付けられておりますので、平成27年度の白書でも具体的に記述をしておりますから、今回もこれに倣って、肉づけをする段階で記述をしていきたいと考えております。

○計画課城課長補佐 すみません、もう一点。佐藤委員からいただいた全国森林計画の件です。

これは新しい森林・林業基本計画に基づいて見直したところですが、主伐の量と、それから人工林をどの程度育成単層林のままにしていくかという関係で推計をして目標値を定めております。前回計画と比べて、もちろん現在より再生林は増えていくのですが、主伐の量などを少し見直した結果、人工造林面積はこの程度の量になっているところです。主伐後の再生林をしっかりやっていくという方向には変わりないところですが、量としては、基本計画に基づいて見直した結果、前回よりも少し下がっているということでございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

○佐藤委員 一言、ちょっとよろしいですか。林家戸数の件なんですけれども、森林組合統計でいきますと、1 ha以上が今、林家ですよ。1 ha未満のほうが324万いるわけですよ。そういう中で、74%の方の1 ha未満の所有者が減っているならば、これは問題には私はしないんですけれども、そうじゃなくて、1 ha以上の所有者のほうが減っているということになりますと、今国会でもやっ取りざたされてきましたけれども、外資による山買いとか、そういうところの懸念がこの中にはないのかというふうなことにもなりかねないので、そこら辺の追跡を林野庁のほうとしてしっかりやっていらっしゃるのかということをお聞きしたかったということです。よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 この点について、いかがですか。

○佐藤委員 答弁は要らないですよ。

○土屋部会長 後でよろしいですか。そういうことですので、後でよろしいでしょうか。かなり根本的なお話だと思いますので。

それでは、実はあと16分から17分ぐらいしかありませんので、しかもあと残ったのがⅣ章、Ⅴ章、Ⅵ章、それぞれ議論するだけでもたくさんあるところです。特に区切りませんので、皆さんのほうからは是非ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

○田中委員 木材産業と木材利用のところの全体的な動向なんですけれども、これを読んでみると、平成25年、26年を住宅着工のピークとして、27年は減りました、28年も減りそうですよという感じで書かれているんですが、実感としまして、平成28年は住宅着工戸数が随分増えそうなんです。実際、平成25年のときよりも仕事はかなり忙しいという実感が、プレカッ

ト業をやっているほうとしてはあるものですから、住宅着工のところの数字を見ながら、ちょっとその辺を注意して文章を書いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○土屋部会長　ありがとうございました。

他の委員、いかがでしょうか。

○塚本委員　Ⅳ章の木材産業と木材利用のところですけども、資料の18ページから19ページにかけて記載されています3の木材利用の動向についてです。ここで、19ページの右上に本県の県森連会館を取り上げていただいています、非常に光栄に感じています。このような形で、全国の様々な事例を取り上げていただければと思います。森林資源が成熟期を迎える中、資源として木材を有効に様々な形で活用していこうという機運が、全国で高まってきていますので、その事例を挙げていただくことで木材利用の取組の盛り上がりを皆様にお伝えすることができるのではないかと思います。

高知県では、今回取り上げていただいた県森連会館以外にも、CLTを使用した建物が本年度、既に5棟完成しており、防火地域でCLTを使用するために、3階まではRC造とし、その上層階からはCLTなどを使用した木造耐火構造とするというような工夫をこらした建物もごございます。そのような創意工夫についても、この中でご紹介いただければ、木材利用を後押しすることにつながるのではないかと期待しているところです。

○土屋部会長　ありがとうございました。

どうぞ。

○葛城委員　18ページの右側の木造住宅に関する動向の円グラフを見て、私、ちょっと驚いたんですが、昔から日本にある在来工法での木造住宅を望む人もこんなにいるんだなというところなんですね。というのは、CLTなどが普及していくことも林業界にとっては明るいニュースだとは思いますが、その一方で、いざ家を建てるときに、ほとんどがツーバイフォーになっているんじゃないかという危惧が私はありまして、日本の大工さんたちが伝統的に受け継いできた古来の建築方法で家を建てようとする大工さんほど職がない、もう食っていけない、弟子を養えないというような状況を実際に結構周りに目にしています。そういった伝統的な建築を伝えていくということについての、もし林野庁としてのご見解や取組がありましたらお聞かせいただければ幸いです。

○土屋部会長　ありがとうございました。

ほかはよろしいですか。

そうしましたら、これも質問というか意見になってしまうんですが、今のところまだ国有林

が出ていませんので、最近、年次報告班の方とお話しする機会があったときに、少しお話ししていたことなんですけれども、国有林が一般会計化して、いろいろな意味で単に国有林の中だけではなくて外、つまり民有林あるいは民間に出て行って、林業面でも、それからいろいろな公益的な面でも、それから今回ですと技術開発についてもだと思えますけれども、貢献するということが重要だと思います。全体としてどれだけ盛り上がっているかはよくわからないんですが、いろいろな地域でそれが民間のほうからも評価されたり、それから、国有林のほうでもやりがいを感じているような部分があるように思うんです。白書というのはある意味でいうと宣伝の場ですので、そういうところの強調をおそらくされるんだと思うんですけれども、今までの踏襲でいくと、多分項目を分けなくて少し書く程度かと思うんですけれども、項目を分けて、少し強調するような形で書かれてもいいんじゃないか。それで「何を言ってやがるんだ」と民間のほうからの声があったら、それはまた考えればいい話ですので、そのように思いました。

ほかはよろしいですか。

そうしましたら、ひとまずお答えいただきましょうか。

○坂企画課長 まず、塚本委員から、木材利用、CLTも含めていろいろな様式の活用例があるので、事例を多く取り上げたほうが良いというご指摘をいただきました。それを踏まえまして、なるべく多様な事例を紹介することで、こういう利用の方法があるんだというようなことをお知らせしていくということを考えていきたいと思います。

それから、部会長からご指摘いただきました国有林につきましても、また章立て、項立て、どういうふうにすべきかというのをよく検討して、国民の皆様にも、一般会計化以降どうなったというのがよくわかっていただけるような、そういう構成を考えていきたいと思っております。

○木材産業課石田総括 本日は課長が所用により不在でございまして、代理で答えさせていただきます。

先ほど葛城委員から木造住宅のご質問がございました。現在、新築の住宅着工戸数のうち木造全体で見ますと、平成27年で50万4千戸ほどでございしますが、このうち在来工法と言われるものが37万5千戸と、今でも在来工法の木造住宅が多くを占めているところでございます。こういったところ、これまでどおりの柱ですとか、そういった分野は非常に大きな木材の需要先でございしますので、林野庁といたしましても、こういった在来工法の住宅の振興というものに努めておりますし、こういった点での木材需要がさらに増えるようにということで努力しているという状況でございます。

○葛城委員 すみません。在来工法というのは、私の理解では構造材に釘を使わないという理解だったんですけれども、それで合っていますか。そうじゃないんですね。

○木材産業課石田総括 在来工法と申しますのは、軸組といいますか、柱があって、梁があってというのが在来工法でございます。一方、先ほどお話しにあったツーバイフォーですとかCLTというのは壁で耐力をもたせる工法でございます。ツーバイフォーというのは、規格の製材で箱をつくって、それを壁として耐力をもたせるような工法でございます。

○葛城委員 ちょっと私、質問を間違えました。在来工法を残すことではなくて、伝統的な金属を使わずに構造を組み立てていくという方法を残していくことに関して取組はありますかと、そっちですね。

○木材産業課石田総括 そのようないわゆる伝統的な工法につきましても、やはり日本の重要な文化でございますので、きちんと残していくということは重要かと思っております。

ただ、先ほども委員からご指摘のございました、いわゆる地震への耐力の関係ですとか、そういった観点から、特に住宅に用いる一般的な太さの木材の場合、どうしても木を組み合わせるときにプレカットといいますか、継手、削って組み合わせるという方法は非常にいいんですけれども、欠損といいますか、削る分だけどうしても断面＝耐力が落ちてしまうという部分もございます。そういった意味で金物を使うという方法が非常に進んできていますので、金物、釘を使わない工法につきましては主流とはなり難いと考えていますが、伝統工法についてもいろいろと各地で取組がなされていますのでフォローアップ、注視をしております。けれども、私どもとしても、やはり木造を伸ばしていくという観点から、金物を使った工法は非常に重要というふうに考えているところでございます。

すみません。もう一点、田中委員のほうからご指摘がございました平成28年の着工戸数でございます。ご指摘のとおり、27年、28年で申しますと、28年のほうが対前年で月別に見ましても106%、110%などと伸びている状況がございますので、このあたりにつきましてはきちんと今後の着工の状況等々を見きわめた上で、それに合った記述にしていきたいと思いますというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

○土屋部会長 あと5分ぐらいなのですが、ぎりぎりまで少しご意見をいただけたらと思うんです。今、一応最後まで行きましたので、もう一度前のほう、トピックスまで含めて何か言い残したことや、いろいろ考えてみたらやっぱりこれも言いたいというのがもしありましたら、お願いしたいんですけれども。

○田中委員 今、全国で4県ぐらいでしょうか。木材利用促進法とは別に各県単位で木材利用

促進条例を作られていらっしゃる。全木連としてもその動きを促進したいという話があって、それによって木造比率を高めていきたいというぐあいに思います。トピックスでもどこでも、何かそういう動きがありますというのを書いていただければ、それを持って各県にどうですかというのが行きやすいので、取り上げていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○土屋部会長 今のは一つのご要望、もしくはコメントとしていただいたということで、あとほか、よろしいですか。そうしたら、もしもお答えがあれば。

○坂企画課長 田中委員のご指摘、各県の条例化の動きですね。調査をいたしまして、どういう形で反映できるか、事例で紹介するとか、そういうものを含めて検討したいと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

今、12時3分ぐらい前ですので、もうそろそろ終わりにしたほうがいいと思いますので、まとめに入りたいと思います。

今回、たくさんのご意見を各委員からいただきまして、どうもありがとうございました。このご意見を踏まえまして、また、それから、先ほども申しましたが、もう少し細かいことでもしお気づきの点がありましたら、是非なるべく早く年次報告班のほうに入れていただければ、それが反映することが可能ですのでお願いしたいと思うんですが、次回の施策部会に向けて、具体的な文案について事務局のほうで検討を進めるようお願いいたします。ですから、今回は、それがどの程度反映されたかを我々でお手並み拝見でもう一度検討するということになりますので、事前準備も含めまして、委員の方々もよろしくお願いいたします。

それでは、これで私のほうの役割は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○坂企画課長 本日は、長時間にわたりまして大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。大変多くの視点から多彩な、かつ重要なご指摘をいただきました。これを踏まえまして原案を事務局で作成して、次回、来年2月頃に施策部会を開催させていただきたいと思っております。その場で28年度森林・林業の動向、それから29年度の施策の原案についてご審議いただきたいと思っております。

ただ、林政審議会の委員の皆様、任期2年でございまして、来年1月5日をもちまして任期満了を迎えることになりまして、委員の皆様の中でも改選ということになろうかと思っております。このメンバー、この体制でご審議いただくというのは、したがって今回が最後ということになります。これまでの皆様方のご尽力に対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

今後の手続でございますけれども、現在事務局で改選手続が進行しておりまして、全委員の改選手続が済んだ後に、施策部会にどなたが所属していただくかということを経理が指名するということになっております。そういう手続を踏んだ上で、来年また施策部会を開催させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。